

武庫小校区まちづくり連絡協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、武庫小校区まちづくり連絡協議会(以下、「協議会」と称します。

2 協議会の事務所は、武庫が丘4-13(武庫小学校内)に置きます。

(対象区域)

第2条 協議会の対象区域は、武庫小学校区(以下、「校区」とします。

(目的)

第3条 協議会は、校区のさまざまな地域課題の解決と地域資源の活用をめざして、三田市との協働のもとに、地域住民が一体となって「住みよいまちづくり」を実践することを目的とします。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 協議会の予算、決算、広報等に関すること。
 - (2) コミュニティに関すること。
 - (3) 防災・防犯に関すること。
 - (4) 環境に関すること。
 - (5) 福祉に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の課題解決やまちづくりの推進に関すること。
- 2 協議会は、活動にあたって、特定の宗教活動又は政治活動を目的とする事業は行いません。

第2章 組織及び役員

(組織)

第5条 協議会は、別表に定める各種団体等で構成します。

2 協議会への新たな団体等の参加については、総会の議決によるものとします。

(役員)

第6条 協議会に、次の各号に掲げる役員を置きます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務長 1名
- (4) 会計 若干名
- (5) 書記 若干名
- (6) 会計監事 2名
- (7) 業務監事 1名

2 役員は、総会において選任します。

3 監事は、他の役員を兼ねることはできません。

4 総会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができます。

(役員等の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括します。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行します。

3 事務長は、協議会の事務を総括します。

4 会計は、協議会の会計事務を担当します。

5 書記は、協議会の運営事務を担当します。

6 会計監事は、協議会の会計について監査を行い、毎年定期総会に報告します。

7 業務監事は、協議会の業務について監査を行い、毎年定期総会に報告します。

8 顧問は、会長の要請に応じて会議に出席し、協議会の運営及び活動に関して意見を述べることができます。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とします。但し、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とします。

2 役員は再任することができます。但し、同じ役職に継続して5年を超えて就くことはできません。

第3章 会議

(総会)

第9条 総会は、協議会の最高議決機関とし、構成団体(別表)の代表もしくは代表者が推薦する者及び役員が推薦する者(「以下、「委員」)によって構成します。

2 前項の規定により、役員が委員を推薦する場合は、総会の承認を得るものとします。

3 総会は、次の事項を審議し、承認及び議決を行います。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 協議会の組織、構成団体、委員に関する事項
- (4) 役員選任に関する事項
- (5) 規約の改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し重要な事項

4 総会は、会長が招集します。

5 総会は、委員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立します。

6 総会の議長は、出席した委員の中から選出します。

7 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによることとします。

8 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要であると認めるとき又は委員の半数以上の請求があったときは、その都度臨時総会を開催しなければなりません。

(総会の議事録)

第10条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数と出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が署名押印するものとします。

(議事録の公開)

第11条 校区住民は、会長に申出のうえ、総会の議事録を閲覧することができます。

2 会長は、協議会の活動内容を広く周知するため、総会の議事要旨については、さまざまな手法により公開しなければなりません。

(役員会)

第12条 役員会は第6条第1項第1号から5号までに定める者をもって構成します。

2 役員会は、次の各号に掲げる事項を評議決定します。

- (1) 事業計画案及び予算案の作成に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 評議決定した事項を校区住民に周知する事項
- (4) 協議会の運営に関し緊急を要する重要事項
- (5) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 3 前項第4号の事項を評議決定したときは、会長は次の総会においてこれを報告し、その承認を求めることとします。
- 4 役員会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となります。
- 5 役員会は、役員構成員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立します。
- 6 役員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとします。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、役員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができます。

(委員会)

第13条 委員会は、第9条第1項により選出された者をもって構成します。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について意見交換や情報の共有をします。

- (1) 役員会で決定された事項
- (2) 事業の進捗や予算の執行に伴う必要な事項
- (3) その他第4条に掲げる事業または地域の課題解決、まちづくりの推進に関する事項

3 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となります。

4 委員会は、委員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立します。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができます。

(専門部会)

第14条 専門部会は、必要に応じて専門的な事項について活動を行う場合に設置することができます。

2 専門部会は、委員の中から会長が推薦する者をもって構成します。

3 専門部会は、専門部会員の互選により、部会長及び副部会長を選出します。

4 専門部会長は、専門部会を代表し会務を総括します。

5 副部会長は、部会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行します。

6 前条第4項から第7項までの規定は、部会の会議について準用します。この場合において、同条第4項から第7号までの規定中、「役員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えます。

第4章 事業計画及び予算

(事業計画および予算)

第15条 協議会の事業計画及び予算は、役員会がその案を作成し、総会の議決を経て定めなければなりません。

2 事業計画及び予算を変更するときは、前項の規定を準用します。

(事業報告及び決算)

第16条 協議会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後速やかに役員会が作成し、会計監事及び業務監事の監査を受け、総会の承認を得なければなりません。

第5章 会計等

(経費)

第17条 協議会の経費は、交付金、補助金、委託料、助成金、協賛金、寄附金その他収入をもって充てます。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとします。

(監査と報告)

第19条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告します。

2 業務監事は、会計年度終了後に業務監査を行い、総会に報告します。

(会計及び資産帳簿の整備及び公開)

第20条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計及び資産に関する帳簿を整備しなければなりません。

2 校区住民は、会長に申出のうえ、会計及び資産に関する帳簿を閲覧することができます。ただし、個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合は、当該部分を除いた帳簿を公開するものとします。

第6章 その他

(帳簿書類の保存期間)

第21条 会計に関する帳簿及び保存期間は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 収支予算書及び収支決算書 5年
- (2) 帳簿等 5年
- (3) 計算書類及び証拠書類 5年
- (4) その他関係書類 5年

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定めます。

附 則

この規約は、平成25年5月26日から施行します。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、令和元年5月19日から施行します。

附 則

この規約は、令和3年5月26日から施行します。

附 則

この規約は、令和4年5月 日から施行します。

別表(第9条関係)

構 成 団 体 名
武庫小校区連合自治会
武庫が丘2丁目自治会
武庫が丘4丁目自治会
県営武庫が丘グリーンハイツ自治会
セントラルヒルズ自治会
武庫が丘6丁目自治会
武庫が丘高層住宅自治会
武庫が丘8丁目自治会
ノアガーデン自治会
ルーラガーデン自治会
武庫が丘ゆうゆうクラブ
むっこ広場実行委員会
武庫小校区民生委員児童委員協議会
フラワー地区ふれあい活動推進協議会武庫小校区
三田市立狭間中学校PTA
三田市立武庫小学校PTA
私立北摂第一幼稚園保護者の会
三田市保護司会
三田市青少年補導委員会
スポーツクラブ21 武庫
武庫サポート
歌声カフェ65
NPO法人武庫が丘まちづくりビューロー
武庫小児童見守り隊
三田市人権を考える会武庫小校区地域部会